

熊本県採穂園造成事業実施基準

1 目的

この実施基準は、熊本県採穂園造成事業実施要領（以下「要領」という。）の実施上の基準を示すことにより、実施主体による事業の適正な執行を確保することを目的とする。

2 実施主体について

- (1) 実施主体は、要領別表のとおり、林業種苗法（昭和45年法律第89号。以下「法」という。）に基づく生産事業者及び熊本県樹苗協同組合とする。
- (2) 生産事業者は、法第12条第2項の規定に基づき知事から交付を受けた登録証をその住所（事業所には登録証の写し）に備え付けることとされているので、事業を実施する場合は、登録証の存否を確認しておくこと。
なお、登録証を紛失した場合は、再交付の申請を、登録証の記載事項を変更する必要がある場合は、書替交付申請を事前に行うこと。
- (3) 要領に定める事業計画書等には、生産者登録に係る「登録番号」と「登録年月日」を記載することとしているので、登録証から転記すること。

3 整備する採穂園について

- (1) 事業の対象とする採穂園造成地は、実施主体が所有権を有する土地を原則とするが、借地等により使用権等を有する土地については、採穂園として利用する観点から、事業完了年度の翌年度から起算して概ね20年以上の期間にわたって使用する権利を有すること。
- (2) 事業により整備した採穂園から採取した穂木は、主に熊本県内での造林用の苗木として育成・流通させることを旨とする。
- (3) 補助の対象として認める採穂園の造成区域は、次のとおりとする。
 - ア 畑地等、既存の畦等によりその区域が明確な場合において、当該区域内に万遍なく植栽する場合は、当該畦等の内側の区域とする。
 - イ 山林等、その区域が明確でない場合は、(1)の土地の区域内において、植栽する苗木を母樹として仕立てた場合における当該区域の外周に存する母樹の枝張り及び採穂作業や管理に必要な余幅を想定した区域とする。
 - ウ 品種系統の明確な母樹による既存の採穂園について、事業により補植を行う場合は、(4)の条件を満たし、かつ、同一の品種系統の苗木を植栽する場合に限り、当該採穂園の区域を対象とし、次により実面積を算出する。
実面積＝補植本数÷（補植本数＋現存本数）×〔ア又はイの区域の面積〕
- (4) 要領別表の「1 施行地の面積が500平方メートル以上」とは、実施主体ごとに1事業年度に造成する採穂園の面積（複数箇所ある場合は、その合計面積）が500

平方メートル以上であることとする。なお、面積は、平方メートルを単位とし、小数点以下を切り捨て、整数止めとする。

(5) 要領別表の「特定母樹（エリートツリー）や花粉症対策品種等、品種系統の明確な母樹」として用いる苗木は、次のとおりとする。

ア 法第3条第1項の規定に基づき都道府県知事が指定した育種母樹又は育種母樹林（以下「育種母樹（林）」という。）から採取した穂木を育成した苗木、及び当該苗木を由来とする母樹から採取した穂木を育成した苗木

イ 国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所 林木育種センター（以下「育種センター」という。）の種苗配布規程に基づき、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号。）第9条第1項の特定増殖事業計画の認定を受けた者（以下「認定特定増殖事業者」という。）が配布を受けた特定母樹の苗木又は穂木、及び当該苗木又は穂木を由来とする母樹から採取した穂木を育成した苗木

(6) 母樹用苗木の調達先及び苗木代の補助等は、次のとおりとする。

ア (5) のアの苗木について

(ア) 実施主体である生産事業者自らが育成した苗木（自家調達）：補助対象外

(イ) 他の生産事業者が育成した苗木を購入：補助対象（育種母樹（林）由来であることが証明されたものに限る。なお、他県から購入する場合は、当該県の樹苗協同組合等を経由し、品種系統が明記された証明書等を提出すること。）

イ (5) のイの苗木について

(ア) 実施主体である認定特定増殖事業者が育種センターから配布を受けた苗木又は穂木：補助対象

a 穂木の場合は、挿し木等により発根させた後に植栽する必要があることから、前年度までに購入し、苗木として育成したものを補助対象とする。

b 苗木について、育種センターからの配布本数が限定され、補助対象となる1施行地の面積要件を満たさない場合において、aの苗木又は事業実施年度に配布を受ける苗木と合わせて植栽することにより面積要件を満たすときは、前年度までに購入した苗木も補助対象とする。この場合において、事業実施までの間は、仮植等により育成しておくこと。

c 育種センターに苗木代等を支払ったことを証する書類を保管するとともに、種苗に添付されたQRコードタグを保持しておくこと。なお、育種センターから配布を受けた穂木又は苗木の本数にかかわらず、当事業により採穂園に植栽した本数分を補助対象とする（育成中に枯損したものは対象外）。

(イ) 実施主体である認定特定増殖事業者自らが特定増殖事業計画に基づいて増殖した特定母樹の苗木：補助対象外

4 補助対象経費等について

要領別表の補助率欄に定める工種及び定額補助額等の内容は、次のとおりとする。

なお、定額補助額等については、工種ごとの標準単価（経費）等の 90 パーセントで設定しており、消費税相当額は含まない。

(1) 造成地地拵え

- ア 採穂園を造成する土地が荒廃農地等であって、苗木を植栽する前に灌木等を除去する必要がある場合に適用する。
- イ 補助単価は、森林環境保全整備事業標準単価表における地拵えの標準単価を基礎とする。
- ウ 造成地地拵えは、3の(3)のア又はイの区域内において、造成する採穂園における採穂作業や管理に必要な余幅を想定した区域内で実施するものとする。ただし、シカ防護柵を設置する場合は、(5)のウの区域内とする。

(2) 耕 起

- ア 苗木を植栽する前に採穂園の土壤環境を改善する必要がある場合に適用する。
- イ 補助単価の構成は、トラクタ運転、諸雑費及び燃料代とする。
- ウ 耕起は、3の(3)のア又はイの区域内において、苗木を植栽する区域内で実施するものとする。

(3) 植 栽

- ア 補助単価の構成は、苗木の運搬及び植付けに要する経費とする。
- イ 品種系統の明確な苗木を供給することを目的としていることから、母樹用苗木の調達から植栽が完了するまでの間、品種系統の異なる苗木が混入することのないよう管理を徹底すること。
- ウ 同一の区域内に複数の品種系統の苗木を植栽する場合は、植栽する列（以下「**植列**」という。）を分けるとともに、(6)の標識により明確に区分すること。
- エ 植栽本数は、採穂園の造成区域内において、1.0～2.5メートルの間隔で植栽した場合の本数とし、実施主体の生産計画に応じて決定すること。

(4) 施 肥

- ア 補助単価の構成は、施肥に要する経費及び肥料代とする。なお、施肥量は、苗木1本当たり100グラムを標準とする（固形肥料N12-P8-K6を想定）。
- イ 施肥に当たっては、区域内に未施肥箇所が発生しないよう注意するとともに、肥料焼けや苗木の不活着が発生しないよう十分注意すること。

(5) シカ防護柵

- ア 造成地周辺でニホンジカによる農林業被害が発生している地域、又は発生が予想される地域に適用する。
- イ 補助単価の構成は、資材（ネット（通常タイプ）、押えロープ、張りロープ、杭、補修糸及び支柱）購入及び設置に要する経費とする。
- ウ 設置する範囲は、3の(1)の土地の区域内において、造成する採穂園における採穂作業や管理に必要な余幅を想定した区域の外周を基本とする。

(6) 標 識

- ア 品種系統の明確な苗木を供給することを目的としていることから、採穂園に植栽した母樹の品種系統名を明示するため必ず設置することとし、外部から見

え やすく、かつ、実施主体が管理しやすい箇所に設置すること。

イ 補助単価の構成は、資材費のみとし、L型杭（4×95×95×1500mm）を標準とするが、これと同等以上の標識を設置しても差し支えない。

ウ （3）のウに該当する場合は、植列及び品種系統の数に応じて、植栽した品種系統を明確に区分するために必要な数の標識を設置すること。

エ 標識には、次の事項を記載するとともに、文字等が消えにくい方法により記載すること。

（ア）品種系統名（例：アヤスギ（県阿蘇1号）、少花粉）

（イ）（3）のウに該当する場合は、植列の範囲を示す矢印等

（ウ）年度及び事業名

（例：令和5年度熊本県採穂園造成事業）

(7) 苗木

3の（5）及び（6）によること。

(8) 共通仮設費

共通仮設費は、運搬費（（3）アの苗木運搬を除く。）、準備費、安全費、役務費、営繕費及び測量設計費とする。

5 事業の管理について

(1) 苗木、肥料、シカ防護柵、標識等の資材は、使用する前に写真を撮影しておくこと。この場合、次を参考に資材の名称及び数量等を記載した看板を入れて撮影すること。

ア 苗木：「苗木」の文字、樹種（例）「シャカイン」、品種系統（例）「県下益城1号」、本数「〇〇本」

イ 肥料：「肥料」の文字、肥料の名称、肥料の成分比（例）「N12-P8-K6」、数量「〇〇kg」

ウ シカ防護柵：「シカ防護柵資材」の文字、数量（例）「〇〇m分一式」

エ 標識：「標識」の文字、規格（例）「L型杭（4×95×95×1500mm）」、数量「〇本」

(2) 4の（1）から（6）までの工種（実施するものに限る。）について、次により事業の着工前、施工中及び完了後の写真を撮影すること。

ア 採穂園造成地（箇所ごと）について、着工前と完了後の全景写真を同じ場所及び方向で撮影すること。この場合、着工前と完了後の別、採穂園の所在地を記載した看板を入れて撮影すること。

イ 植栽とシカ防護柵設置については、施工中の写真を省略しても差し支えない。

ウ 施肥については、完了後の確認が困難であることから、苗木1本当たりの施肥量がわかるように施工中の写真を数本分（工種名「施肥」、「施工状況」の文字を記載した看板を入れて）撮影すること。

なお、完了後の写真は、使用した肥料の空き袋の写真を撮影することとし、着工前の写真は、（1）のイの写真をもって代えることができる。

- エ 標識については、採穂園の箇所ごとに、設置したもの全ての完了写真を（工種名「標識設置」、「完了」の文字、複数設置した場合は数量（例）「○本中1」の文字を記載した看板を入れて）撮影することとし、着工前の写真は、(1)のエの写真をもって代えることができる。
- (3) 苗木（購入したものに限る。）、肥料、シカ防護柵、標識等の資材については、購入に係る見積書、納品書、請求書及び領収証等の書類を保管しておくこと。
なお、購入した苗木については、当該苗木の品種系統に関し調達先が発行した証明書類（法第18条に定める生産事業者表示票又は配布事業者表示票、樹苗協同組合の証明書等）を入手・保管しておくこと。
自家生産した苗木を植栽した場合にあっては、当該苗木を生産するために穂木を採取した育種母樹（林）又は採穂園等に関する資料を整備しておくこと。
- (4) 事業完了後は特段の事由がない限り、法第3条第1項の規定に基づく**育種母樹（林）**の指定を受けること。

附 則

この基準は、令和5年11月28日から施行する。